

20160824 射水市防災危機管理班打合せ済 松居会長、江尻 (第5回)
20160920 振興会役員会 検討結果と防災委員確認結果 (第6回)
20161027 振興会理事会 本内容で届け出ることに決定 (第7回)

別記様式(第3条関係)

自主防災組織設立(変更)届

平成 28年 10月 3日

射水市長 夏野 元志 様

自主防災組織名 中太閣山まちづくり地域振興会自主防災会
 代表者住所 _____
 代表者氏名 _____ 印

下記のとおり自主防災組織を変更したので届け出ます。

記

1 自主防災組織の概要

自主防災組織名	中太閣山まちづくり地域振興会自主防災会	
自治会名等	中太閣山まちづくり地域振興会	
組織構成世帯数	1300世帯	(平成28年4月1日現在)
設立年月日	平成 9年 8月 7日	
変更年月日	平成 28年 10月 1日	

2 変更理由

平成28年9月27日開催の中太閣山まちづくり地域振興会理事会の決議事項による。
 (従来の規約が中太閣山自治会時代のもので古く、現在の地域振興会組織に合わせた。)

3 添付書類

- (1) 中太閣山まちづくり地域振興会自主防災会規約
- (2) 中太閣山まちづくり地域振興会自主防災会役員名簿
- (3) 中太閣山まちづくり地域振興会自主防災会組織図
- (4) 中太閣山まちづくり地域振興会自主防災会地区防災計画

中太閤山まちづくり地域振興会自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、中太閤山まちづくり地域振興会自主防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 防災会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は中太閤山コミュニティセンターとする。
- (2) 災害時は中太閤山小学校とする。ただし、中太閤山小学校が被災により使用不能な時は中太閤山コミュニティセンターとする。

(目的)

第3条 防災会は、地域内諸団体と連絡協調を図り、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 防災会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等の災害予防に資するために地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他防災会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 防災会は、中太閤山まちづくり地域振興会（以下「中太地域振興会」という。）の所属町内会にある世帯をもって構成する。

(役員および理事)

第6条 防災会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名

2 理事は各町内会長および団体の長に委嘱する。

3 会長は中太地域振興会の会長とする。

4 役員は、中太地域振興会の役員をもって構成し、会長が指名する。

5 役員の任期は、防災委員は4年、その他の者は中太地域振興会の任期と合わせる。ただし、再任は妨げない。

6 防災委員は、消防職員・分団員OBや防災士などをもってその職をあてるものとし、役員に適任者がいない場合は会員に委嘱してもよい。

7 必要に応じて、中太地域振興会の管轄地域内の消防関係経験者、警察関係経験者、医療関係経験者、教育関係経験者、防災士などで構成された専門相談員を置くことができる。これらは、役員会で推挙し会長が委嘱する。

(役員および理事の責務)

第7条 会長は防災会を代表し、会務を総括する。平常時は予防活動、地震等の発生時は応急活動の統括を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、地区防災計画や住民への啓発活動および防災活動等に専門的に携わる。

4 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う

5 理事は、防災会運営の基本事項や活動計画の策定・見直しに関わる。

(会議)

第8条 防災会に、総会、理事会、役員会をおく。

2 会議は中太地域振興会の同会をもってこれに代えるものとする。ただし、防災委員は会長が必要と認めたときに招集する。

3 総会では、決算・予算、事業計画、防災計画、規約変更について審議する。

(防災計画)

第9条 防災会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るために地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、中太地域振興会安全安心部で検討し、防災委員・専門相談員・地域内の自主防災会会长の意見を参考にする。

3 地区防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関する事項。

(2) 防災知識の普及に関する事項。

(3) 災害危険の把握に関する事項。

(4) 防災訓練の実施に関する事項。

(5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要配慮者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事項。

(6) その他必要な事項。

(運営費)

第10条 防災会の運営に要する経費は、中太地域振興会の予算を充てる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、中太地域振興会と同じとする。

(会計監査)

第12条 会計監査は、中太地域振興会の会計監査を充てる。

(その他)

第13条 この規約に定めのない事項については、役員会に諮り、その都度決定する。

附 則

この規約の前身である中太閣山自治会自主防災会規約は平成9年8月7日より施行し

たが、今その意思を受け継ぎつつ新規約を策定したため平成28年9月30日に終了する。

この規約は、平成28年10月1日から施行する。

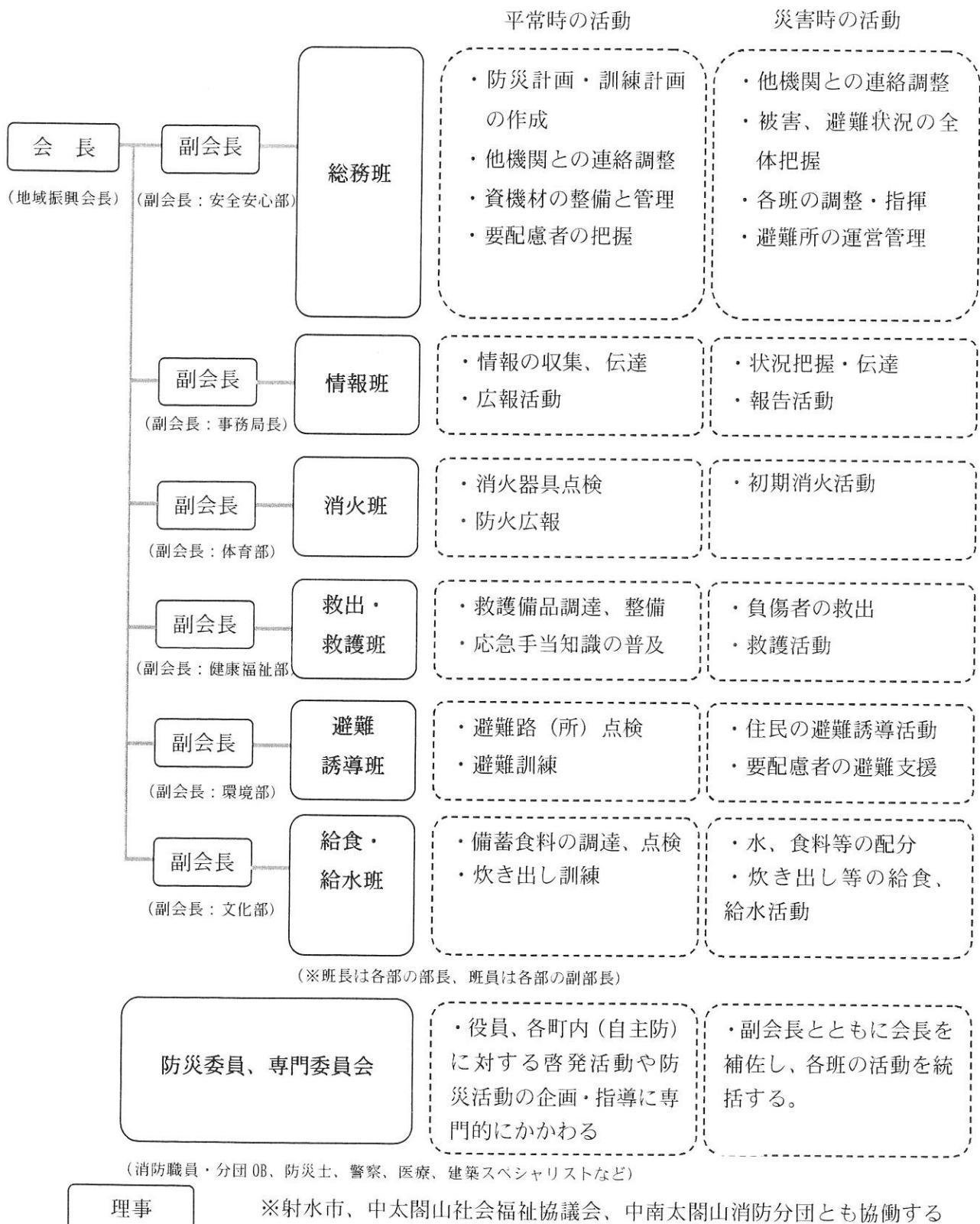
中太閤山まちづくり地域振興会自主防災会役員名簿

平成28年10月1日現在

担当	氏名	住所	電話番号	備考
会長				(振興会長)
副会長				(安全・安心部担当)
副会長				(事務局長)
副会長				(体育部担当)
副会長				(健康福祉部担当)
副会長				(環境部担当)
副会長				(文化部担当)
防災委員				(消防分団長OB)
防災委員				(防災士)
総務班長				(防災部長)
情報班長				(事務局次長)
消火班長				(体育部長)
救出・救護班長				(健康福祉部長)
避難誘導班長				(環境部長)
給食・給水班長				(文化部長)

中太閤山まちづくり地域振興会自主防災会組織図

平成28年10月1日現在



中太閣山まちづくり地域振興会自主防災会

地区防災計画

1. 目的

この計画は、中太閣山まちづくり地域振興会自主防災会（以下、防災会という。）の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 対象範囲

（1）対象地区について

防災会は、中太閣山まちづくり地域振興会に所属する町内を活動対象とする。よって、対象住所表記は射水市中太閣山1丁目から19丁目となる。

（2）活動対象組織について

防災会は中太閣山まちづくり地域振興会の特性を受け、所属町内会または所属町内の自主防災会を対象に活動することを基本とする。

3. 計画事項

この計画に定める事項は、目的を達成するために次のとおりとする。

- （1）地区の特性
- （2）防災活動の体制
- （3）防災活動の内容
- （4）実践と検証

4. 地区の特性

（1）自然特性

1964年ごろから太閣山ニュータウン計画により造成された住宅地である。緩やかな丘陵を切り崩し、湿地を埋め立ててできた住宅地である。呉羽山断層が動いた時には震源地の真上に位置し、直下型地震が想定される。射水市ハザードマップによると震度は6～7相当となる。

想定される災害は、災害タイプを発生予測できる「事前型」と予測しにくい「事後型」に分けると、事後型である地震による建物崩壊や液状化現象による家屋傾倒やマンホール浮上による被害の可能性が高い。

富山湾から、直線で8キロしか離れていないが、海拔は約20メートルあり、地震による津波災害は考えにくい。

事前型である風水害については、下水道のマンホールから水があふれる、またはアンダーパス（高架下道）が冠水する。家屋への浸水や、土砂災害などはないと考えられる。

(2) 社会特性

富山県自体が地震災害の少ないところで、前回起きたのは160年前であり、近県と比べたら、地元在住の地震体験者が少ない。そのため、全国的に見ても住民の防災意識は低い。中太閤山地区の住民も例外ではない。が、震災を経験した近県・首都圏からの転入者も増えている事から、防災意識高揚の下地はある。

住宅地ということで、射水市はもちろん、高岡、富山方面へ労働力を提供しているため、面積の割には、人口が多く、専門家も多い。

少子高齢化が、射水市内他地区より進んでおり、要配慮者への対策が重要なウェイトを占める。

原子力災害について、中太閤山地区は石川県の志賀原発から40～50キロ圏内にあり、原子力発電所からの異常な放射性物質の放出による外部被爆や内部被爆の可能性がある。

射水市は、地域防災力向上に積極的であり、平常時の公助は受けやすい環境にある。

5. 防災活動の体制

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別紙「中太閤山まちづくり地域振興会自主防災会組織図」のとおり組織を編成する。

6. 防災活動の内容

6. 1 平常時の活動

平常時の活動は、継続性を保つために、自らの力量と成熟度に合わせた3年計画を立案し、順次実施する。

6. 1. 1 防災知識の普及・啓発（総務班）

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 自主防災会及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発生後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食糧等を3日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会等の開催

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で適時実施する。

6. 1. 2 防災訓練（総務班）

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行える

よう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

① 個別訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救助・救護訓練
- オ 給食・給水訓練

② 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

③ 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

④ 図上訓練

実際の災害活動に備えるために机上で行うものとする。

DIG、HUG、クロスロードを主軸に実施する。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

- ① 原則として、春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日に実施する。
- ② 総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては隨時実施する。

6. 1. 3 防災資機材等（総務班）

防災資機材等を計画的に備蓄し、定期点検を実施する。町内会（自主防災会）へは、年度予算の範囲内で防災資機材準備の補助を行い、普及と育成を図る。

6. 1. 4 他組織との連携（総務班）

防災訓練については、射水市、防災士会、他の自主防災会や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

また、本計画が射水市、または隣接する振興会に影響を及ぼすと想定されるような改変を行った時には、説明し理解を得る。

6. 1. 5 地域の災害危険の把握（情報班）

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

- ① 射水市地域防災計画、ハザードマップ
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催

③ 災害記録のまとめ

6. 1. 6 情報の収集・伝達（情報班）

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達をどのように行うか方法を考える。また、防災訓練や日頃の活動に活かす。

(1) 外部からの情報を、自主防災会や被災者に伝える方法。

(2) 被災状況を、外部機関（射水市・県・全国、警察、消防、災害ボランティア）に伝える方法。

6. 1. 7 出火防止（消火班）

(1) 出火防止活動

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主原因であるので、出火防止を図るため、次の事項に重点を置き、各家庭に自己点検整備を促す。

- ① 火気使用設備の安全、及びその周辺の整理整頓
- ② 可燃性の危険物（灯油・固体燃料・カセットガス）等の保管
- ③ 消火器等の消火機材の整備
- ④ 住宅用の火災警報器の設置
- ⑤ その他建物等の危険箇所

6. 1. 8 救出・救護（救出救護班）

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときの対策を立案する。

(2) 応急手当

怪我、負傷に対して一般者ができる応急手当方法や必要な薬剤・機材に関する知識を得て訓練に活かす。

(3) 災害備蓄品

救出救護、衛生の観点から災害備蓄品リストを作成する。

6. 1. 9 避難（避難誘導班）

災害の拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときの避難誘導計画を策定する。

(1) 避難誘導の指示

会長が避難指示したときの指示方法対策。

(2) 避難誘導

避難誘導班の配置と任務。

(3) 避難所の管理・運営

避難所の開設方法、避難者の受け入れ、退出手続きのルール作成。

避難所生活のルール作成。

(4) 避難所生活に関する知識啓発。

6. 1. 10 給食・給水（給食・給水班）

(1) 給食の実施

給食・給水班は、射水市から配布された食糧、地域内の家庭又は食品販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等の計画を作成する。

(2) 給水の実施

給食・給水班は、射水市から配布された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動計画を作成する。

6. 2 発災直前の活動

事前型の災害として、風水害やそれによる土砂災害があるが、これらについては、射水市の指示により協働する。

主な活動は、各町内（自主防災会）への避難誘導、避難所開設・運営、災害情報連携など、防災・減災対策を立案し実施する。

6. 3 災害時の活動

6. 3. 1 他機関との連絡調整（総務班）

被災状況、避難状況、救援要請などについては、射水市、消防署、医療機関、隣接する振興会、災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

6. 3. 2 被害、避難状況の全体把握（総務班）

被害、避難状況の把握は、一日に2回で12:00と18:00に把握する。

6. 3. 3 各班の調整・指揮（総務班）

各班の課題状況と動員メンバが適正配置となっているか毎日の定例ミーティング（18:00）にて調整する。

6. 3. 4 避難所の運営管理（総務班）

日々起きる課題をまとめ公平公正な避難所運営を行う。ポイントは下記3点

- ・運営ルールが守られているか、実態と合っているか。
- ・防犯、防災、衛生上の事故が予防できているか。
- ・避難者の心の健康が保たれているか。

6. 3. 5 情報の収集・伝達（情報班）

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

6. 3. 6 救出・救護（救出・救護班）

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、自らの安全確保ができる状態を確保した後、できる範囲内で救出・救護活動に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に、安全を確保したうえで搬送する。また、射水市との連携を前提に、福祉避難所への受け入れ・引取りなどの調整・協力を実行する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を要するものであると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

6. 3. 7 避難（避難誘導班）

災害の拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

会長は、以下の時に防災会の役員を中太閣山コミュニティセンターに招集し、避難活動、減災活動を指揮する。

射水市が地域内に避難準備情報、避難勧告、または避難指示を発令したとき、又は会長が必要であると認めたとき、避難所の開設を確認し、避難誘導班に各町内への避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導指示を受けたときは、防災無線にて住民を避難所である中太閣山小学校に誘導する。また、地域性を守るために隣接する振興会や射水市との連携を図り、避難所間の適正入所を目的とした入居者移動を推進する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、射水市と連携を図り協働する。

(地震)

震度6以上の地震が起きたとき、射水市による避難所開設が間に合わない状況が予想された場合、主体的に中太閣山小学校および中太閣山コミュニティセンターに避難所を開設する。

(風水害)

竜巻による家屋損壊発生時など、射水市による避難所開設が間に合わない状況が予想された場合、主体的に中太閣山小学校および中太閣山コミュニティセンターに避難所を開設する。

6. 3. 8 給食・給水（給食・給水班）

(1) 給食の実施

給食・給水班は、射水市から配布された食糧、地域内の家庭又は食品販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等による給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班は、射水市から配布された飲料水、給水車等により確保した飲料水により給水活動を行う。

6. 4 復旧・復興期の活動

射水市の指示により協働する。

6. 5 災害時要配慮者対策

(1) 災害時要配慮者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要配慮者台帳・マップ等を作成し、行政、

民生委員児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合い定期的に更新する。

(2) 災害時要配慮者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

射水市と協働して、要支援者については福祉避難所に指定されている太閤の杜への移動援助を行う。

6. 市、消防団、各地域団体、ボランティアなどとの連携

被災状況、避難状況、救援要請などについては、射水市、消防団、医療機関、隣接する振興会や、災害ボランティア団体等と連携を図り、地域住民の避難生活、復旧、復興を推進する。

7. 実践と検証

7. 1 防災訓練の実践と検証

平常時に、災害時を想定した防災訓練を実施し、訓練の中から改善点を発見し、検証、改善へとつなげていく。

改善点は、役員および理事の合意を得た後に、次年度訓練に反映させる。

7. 2 防災意識の普及啓発

共助による防災活動を促進するためには、地域に住む一人ひとりの防災意識を高めることが必要なことから、D I G（災害図上訓練）や安否確認のような防災・減災目的の訓練のみならず、運動会・文化祭・お祭りなどの行事に、防災の要素を入れたイベントを加える。

7. 3 計画の見直し

本計画は、毎年1月に予定と実績（習熟度）を振り返り、年度末の定期総会で確認し見直しを行う。

（変更履歴）

作成：平成28年10月1日